

(公表用)

条件付一般競争入札 質問・回答書

工事名 中条総合市民センター建設 建築主体工事

	質問内容	回答
1	S-11 図 ボーリングデータより、地下水位は掘削床及び地盤改良床より高いと思われませんが、共通仮設（積上）に水替え費が計上されておりませんか。必要なしと考えてよいのでしょうか。	必要なしとして積算してください。契約後、施工段階で必要となる場合は、施工協議の対象といたします。
2	A-99 図より、解体工事で設置した仮囲いは解体工事完了後、引継ぎと考えて良いのでしょうか。	A-11 図右下の指定仮設集計表及び※印に記載のとおり、解体工事で設置済みの仮囲い等は、2020年1月1日から引継ぎすることとしております。
3	地業工事の地盤改良において、改良深さ及びセメント量等が予定数量と変更となった場合は、別途協議と考えて良いのでしょうか。	よろしいです。配合試験の結果に基づき予定数量が変更となった場合は、施工協議の対象といたします。
4	A-01 図より ②仮設工事 ③工事用水について、構内既存の施設 ※利用できない に※印とあり、利用できる（※有償）に※印とあります。既存用水を有償にて利用できると考えて良いのでしょうか。	旧公民館等の本設の給水設備は、別途発注の機械設備工事にて工事対象とする予定であるため利用できません。 仮設にて対応していただきますようお願いいたします。

質 問 内 容		回 答
5	A-01 図より ②仮設工事 ④工事用電力について、構内既存の施設 ※利用できない に※印とあり、利用できる（※有償）に※印とあります。既存電源を有償にて利用できると考えてよろしいでしょうか。	旧公民館等の本設の受電設備は、廃止済みであるため利用できません。 仮設にて対応していただきますようお願いいたします。
6	鉄骨工事において、梁貫通補強ヶ所が図面及び参考内訳書から読み取れませんが、鉄骨貫通補強は無しと考えるよろしいでしょうか	よろしいです。
7	鉄筋工事において、梁貫通補強の人通り以外のスラブ補強等は図面から読み取れません。参考内訳書の梁貫通補強（既成品）の数量のみと考えるよろしいでしょうか。	よろしいです。ご指摘の数量は、A-16 図にも記載しております。
8	内訳書（P110）仮囲いの項に、基本料・修理費の項がありませんが、供用賃料・修理費に含むのでしょうか。	基本料・修理費については、供用賃料・修理費には含みません。 解体工事から引き継ぐ分は別途発注の解体工事に計上しており、本工事では不要と考えています。新規分については、設置長さに応じて施工協議としますので、金抜き内訳書のとおり積算してください。
9	内訳書（P109）共通仮設費（積上）の項に、交通誘導警備員Bとあり、公共工事設計労務単価と実勢単価との差が大きく、入札後に協議ができるのでしょうか。	請負契約約款第 25 条に該当する場合を除き、個別の単価を施工協議の対象とすることは困難です。

質 問 内 容		回 答
10	<p>A-10 図において、敷地が狭い為、工事用駐車場、仮設建物及び資材置場については、敷地外の公的場所等は使用可能でしょうか。</p> <p>又その場合、費用負担はどのようなになるのでしょうか。</p>	<p>現時点では、敷地外で使用できる市有地等はありません。</p> <p>工事作業員用の駐車場については、受注者にて確保していただくこととなります。</p> <p>仮設建物及び資材置場については、A-11 図のとおり、解体工事時に比して仮囲い範囲を拡大することができるため、工事敷地内に設置可能と計画しておりますが、施工困難な場合には、状況により施工協議の対象といたします。</p>
11	<p>資材及び材料については、性能等が同等であれば、他メーカーの使用は可能でしょうか。</p>	<p>原則としてメーカー指定はございません。参考図等を示しているものについては、性能等が同等以上であれば、他メーカーの採用も可能です。</p>
12	<p>内訳書の数量に大きく差異がある場合、又、項目的に不足がある場合は、工事施工の中で協議ができるのでしょうか。指定仮設の数量についても同様でよろしいでしょうか。</p>	<p>内容を精査した上で、必要と認められるものについては、状況により施工協議の対象といたします。</p> <p>指定仮設についても同様に施工協議の対象といたします。</p>